

# 健全化判断比率及び資金不足比率の公表について

平成19年6月に交付された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、平成20年度決算による町の健全化判断比率と資金不足比率を公表します。

健全化判断比率のうち11つでも早期健全化基準以上である場合は財政健全化計画を、財政再生基準以上である場合は財政再生計画を定める必要があります。また、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は経営健全化計画を定める必要があります。

健全化判断比率	区分	H20	H19	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率		—	—	15.00%	20.00%
連結実質赤字比率		—	—	20.00%	40.00%
実質公債費比率		18.0%	18.1%	25.00%	35.00%
将来負担比率		151.4%	169.7%	350.0%	(基準なし)
資金不足比率	区分	藤里町	藤里町	経営健全化基準	備考
	水道特別会計	—	—	20.00%	法非適用
	公共下水道事業特別会計	—	—	20.00%	法非適用
	農業集落排水事業特別会計	—	—	20.00%	法非適用
	合併浄化槽事業特別会計	—	—	20.00%	法非適用

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は黒字のため「—（該当なし）」で表示しています。

※資金不足比率がない会計は「—（該当なし）」で表示しています。

## 一定面積以上の土地取引には届出が必要です

国土利用計画法は、土地の投機的取引や地価高騰を抑制するとともに、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため、大規模な土地取引について届出制を設けています。

### 【届出事項】

- ・土地の所在及び面積、利用目的、土地に関する対価の額など

### 【届出が必要な土地取引】

- ・売買契約、売買予約契約、交換契約等

### 【届出が必要な土地の面積】

- ①市街化区域 2, 000㎡以上
- ②その他の都市計画区域 5, 000㎡以上
- ③都市計画区域以外の区域 10, 000㎡以上

### 【届出期限】

- ・契約（予約を含む）を締結した日から2週間以内に、土地の所在する市・区役所、町村役場の国土利用計画法担当窓口へ届け出てください。

### 【その他】

- ・期限内に届出をしなかったり、偽りの届出をすると、6ヶ月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。

### 【お問い合わせ先】

藤里町総務課 行政改革推進係

☎(79) 2111 (内線230)

## 北秋田地区統合高校の校名を募集しています

鷹巣農林高校、鷹巣高校、米内沢高校、合川高校の4校を統合し、平成23年4月に開校する、北秋田地区統合高校の校名を募集しております。

統合校は普通科と農業系学科を設け、4校の輝かしい伝統を受け継ぎながら、「21世紀の県北に活力を与え、県北地区の核となる学校」を目指しています。

北秋田地区で唯一の高等学校にふさわしい、地域に愛される校名をお寄せください。皆様からのたくさんの応募をお待ちしております。

### 【応募方法】

- ①校名は「ひらがな」でも「カタカナ」でも「漢字」でも構いませんが、漢字に必ずフリガナを付けてください。形式は「秋田県立 ○○（高等学校）」でも「秋田県立○○（学院（学園）高等学校）」等でもよろしいです。
- ②官製はがき又はEメールに、「校名」、「その校名とした理由」、「応募者の住所、氏名、年齢、電話番号」を記入し応募願います。1通につき1校名の応募としますが、1人が応募できる件数に制限は設けません。

### 【募集期間】

- ・平成21年11月20日（金）まで
- ※当日消印有効

### 【あて先・お問い合わせ先】

〒018-3454

北秋田市脇神字赤川岱197 鷹巣高等学校内

北秋田地区統合校開設準備室

☎0186 (62) 1011

Eメール kitatougokou@mail2.pref.akita.jp